

和歌山県工事検査基準

令和 6年 8月

和歌山県国土整備部

目 次

1. 土木工事検査基準	
和歌山県土木工事検査基準1
2. 土木工事	
出来高検査の内容、中間検査の内容(別紙1)3
ICT活用工事における出来形検査(別紙2)5
工事実施状況の検査留意事項(別表第1)6
検査における関係書類(別表第2)7
出来形検査基準(別表第3)8
品質検査基準(別表第4)30
品質確認項目一覧(別表第5)31
破壊検査標準(別表第6)35

1. 土木工事検査基準

和歌山県土木工事検査基準

和歌山県土木工事検査基準

令和6年2月26日（制定）
令和6年8月28日（一部改正）

（目的）

第1条 この基準は、和歌山県工事検査規程（平成14年和歌山県訓令第21号）に基づく、土木工事検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（適用）

第2条 この基準は、和歌山県工事検査規程に定める完成検査、一部完成検査、中間検査、及び出来高検査に適用する。

（検査の内容）

第3条 検査は、当該工事の契約図書に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて適否の判断について行うものとする。

なお、出来高検査及び中間検査については別紙第1により行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第4条 工事の実施状況の検査は、契約内容の履行状況、工事実施状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオ等による記録を含む。）と、設計図書等を対比し、別表第1及び別表第2により行うものとする。

（出来形の検査）

第5条 出来形の検査は、位置、形状寸法及び出来形管理に関する各種の記録と、設計図書とを対比し、別表第3により行うものとするが、現地状況及び工事規模等を勘案して、検査員は、適宜検査密度を変更して、検査を行うことができる。ただし、外部からの観察、出来形管理の状況を示す資料、写真等により出来形の適否を判断することが困難な場合、検査員は、請負契約書の定めるところにより、必要に応じて、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。

なお、ＩＣＴ活用工事における出来形の検査については、別紙2により行うものとする。

（品質の検査）

第6条 品質の検査は、品質、規格、性能及び品質管理に関する各種の記録と、設計図書で定める規格とを対比し、別表第4及び第5により行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により品質の適否を判断することが困難な場合、検査員は、請負契約書の定めるところにより、必要に応じて、工事目的物を最小限破壊して検査を行うものとする。

（出来ばえの検査）

第7条 出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付け等の程度及び全般的な外観について、目視観察により行うものとする。

（検査の基準）

第8条 工事検査の出来形検査基準は、別表第3とし、品質検査基準は、別表第4及び第5によるものとする。その規格値は、和歌山県土木工事施工管理基準によるものとする。

（破壊検査の基準）

第9条 前第5条、第6条により工事目的物を最小限度破壊して検査を行う場合は、別表第6により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この基準は、令和 6年 4月 1日以降に行う検査から適用する。
(和歌山県土木工事検査基準（案）の廃止)
- 3 和歌山県土木工事検査基準（案）は、廃止する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この基準は、令和 6年 9月 15日から施行する。
- 2 この基準は、令和 6年 9月 15日以降に行う検査から適用する。

別紙第1

1. 出来高検査の内容

出来高検査は、工事完成前に工事請負代金の部分払いを行う必要がある場合、契約図書に基づく検査対象の出来高部分について、履行の確認を行うものとする。

なお、検査は実地検査を原則とし、以下の取扱いとする。

- (1) 出来高検査を実施する際は、契約書及び設計図書のいずれにも、準備の必要な根拠を持たない必要以上の、関連資料の準備を求めないこととする。
- (2) 出来高検査に際しては、現場の清掃及び片付け等の実施を、受注者に求めないこととする。
なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを、妨げるものではないものとする。
- (3) 出来高検査においては、完成写真部分の提出が後日となる場合、完成写真に代わる完成状況の確認は、現場での目視等によって行うこととする。
- (4) 出来高検査については、工事写真についてネガ等現本の整備状況や、提出対象とするもの以外の、写真の整理状況を問わないものとする。
- (5) 品質管理写真については、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略することができるものとする。
- (6) 監督員が、臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略することができるものとする。
- (7) 検査員が、完成検査により工事の完成を確認した後、工事目的物の引渡を受けるものとする。

2. 中間検査の内容

中間検査は、完成検査時では、工事の適否の判定が困難であると認められるときに、工事の施工中において、契約図書に基づき検査対象の履行状況について行うものとする。

なお、検査は実地検査を原則とし、以下の取扱いとする。

- (1) 中間検査は、中間検査時点で完成している部分に対して行い、検査方法は完成検査に準ずる。
- (2) 原則として、中間検査時点で検査対象工事の契約変更手続きが完了していること。
- (3) 中間検査は、原則として次なる工事について行うこととする。
 - ① 河川・港湾等の重要構造物（主要な河川等に設置する堰堤、頭首工、大型隨門、ポンプ場や港湾等の主要な防波堤、岸壁）の基礎完了時
 - ② 橋梁の特殊基礎（橋台、橋脚の基礎のうち単純な場所打ち工法等を除く基礎）の完了時
 - ③ ため池等工事で完成時貯水等のため現地確認ができない工事の完了時
 - ④ 河川、港湾等における消波、根固めブロック、コンクリート等の主要なもの（工事完了時に現地確認できるものを除く）の製作完了時
 - ⑤ 橋梁架設・橋梁塗装工事等で工事完了時に現地での確認が困難（仮設足場等が必要）なもの
 - ⑥ 大規模な鉄骨建築物の鉄骨建方完了時

- ⑦ 大規模な鉄筋コンクリート建築構造物の、躯体コンクリート完了時又は途中段階で仕上げ工程に入る前
- ⑧ 地下階のある大規模な建築構造物では、地下躯体完了時及び上記⑥⑦と同じ完了時
- ⑨ 上記⑥⑦⑧の建築構造物における設備工事で、躯体完了後の電気・空調・ガス・給排水衛生設備の配管完了時
- ⑩ 大規模な機械、電気等設備工事等の主配管完了時及び主用機械のベースの取付完了時
- ⑪ 上記⑥⑦⑧の大規模な建築構造物とは、述べ床面積1,000平方メートル以上の建築物という。ただし、車庫・倉庫等の鉄骨造において、隠ぺい箇所の少ないものは除く。
- ⑫ 上記⑩の大規模な機械・電気設備とは、最大電力（契約電力）300キロワット以上もしくは、それに相当する設備をいう。

(4) その他特に必要と認められる場合は、中間検査を行うことができる。

別紙2

ICT活用工事における出来形検査について

工事目的物が、契約図書に定められた出来形が確保できているか確認するため、以下の検査を原則とする。

1. 書面検査

- (1) 3次元計測技術を用いた出来形管理に関する施工計画書の記載内容の確認
- (2) 設計図書の3次元化に関する確認
- (3) 計測技術を用いた出来形管理に係る工事基準点等の測量結果の確認
- (4) 3次元設計データチェックシートの確認
- (5) 利用する3次元計測技術の計測性能および精度管理に係る報告書の確認
- (6) 出来形管理に係る「出来形管理図表」の確認

2. 実施検査

(1) 面管理の場合

施工管理データが、搭載された出来形管理用T S等を用いて、現地で自らが指定した場所の出来形計測を行い、3次元設計データの設計面と、実測値との標高差が、規格値内であるかを検査する。(ただし、出来形帳票作成ソフトウェアの機能要求仕様書が配出され、計測データの改ざん防止や、信憑性の確認可能なソフトウェアが現場導入されるまでの期間とする。)

なお、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)による出来形計測を適用できない場合は、従来の代表断面における幅・法長・基準高等の設計値と、実測値の比較による検査を行うこととする。ただし、検査頻度は代表断面1断面とする。

(2) 断面管理の場合

3次元計測技術を用いて、現地で自らが指定した項目を構成する端部の座標計測を行い、2点の座標間の距離を算出することによって、設計値と計測値の差が規格値内であるかを検査する。また、他点計測技術を用いる場合、計測点群を利用して各項目を管理することで、実施検査を代替できる。

(3) 施工履歴データ管理の場合

3次元施工履歴データ資料を用いて、施工範囲全面がもれなく施工されていることを確認する。

別表第1(第4条関係) 工事実施状況の検査留意事項【土木工事】

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	請負契約書、設計図書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況 その他契約等の履行状況
2 施工体制又は、現場組織	施工計画書 (施工体制台帳) (施工体系図)	適正な施工体制の記載内容と実施状況の確認
3 工事施工状況	施工計画書、工事打合簿 その他関係書類	施工計画に沿った施工状況 創意工夫、施工方法及び手戻りに対する 適正な施工管理状況 現場管理状況
4 工程管理	実施工程表、工事打合簿	工程管理状況及び進捗状況
5 安全管理	設計図書、施工計画書 工事打合簿	安全管理状況 交通処理状況及び措置内容 関係法令の遵守状況

別表第2(第4条関係) 検査における関係書類

項目	関係書類	書類作成者		検査の種類				備考
		発注者	受注者	出来高検査	中間検査	一部完成検査	完成検査	
①契約関係	契約書(当初・変更)	○		○	○	○	○	
	設計図書(当初・変更・精算・出来高)	○		○	○	○	○	
	工程表(当初・変更・実施)		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第5号様式
	下請負(委任)通知書		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第7号様式
	現場代理人等通知書		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第8号様式
	現場代理人等変更通知書		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第9号様式
	工期延長請求書		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第10号様式
	損害発生通知書		○	○	○	○	○	和歌山県建設工事事務規程 別記第11号様式
	完成通知書		○				○	和歌山県建設工事事務規程 別記第12号様式
	既済部分検査請求書		○	○				和歌山県建設工事事務規程 別記第17号様式
	指定部分完成通知書		○			○		和歌山県建設工事事務規程 別記第18号様式
	建退共掛金収納書		○		○	○	○	契約締結後1ヵ月以内及び完成時
②工事打合せ簿	指示・承諾・協議・通知等	○	○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第2号 ※既提出済書類
③段階確認等	段階確認書		○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第4号 ※既提出済書類
	立会願		○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第5号 ※既提出済書類
	履行報告書		○	○	○	○	○	契約書第11条関係
④施工計画書	施工計画書(当初・変更)		○	○※1	○	○	○	※既提出済書類
	施工体制台帳		○	○	○※2	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 施工体制台帳(作成例)
	作業員名簿		○		○※2	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 作業員名簿
	施工体系図		○		○※2	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 施工体系図(作成例)
	再下請通知書		○		○※2	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 再下請通知書(作成例)
	現場組織表		○		○※2	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式1-1、 様式1-2
	再生資源利用計画書		○			○	○	建設副産物情報交換システムによる 請負代金額100万円以上の工事
	再生資源利用促進計画書		○			○	○	建設副産物情報交換システムによる 請負代金額100万円以上の工事
	再生資源利用実施書		○			○	○	建設副産物情報交換システムによる 請負代金額100万円以上の工事
	再生資源利用促進実施書		○			○	○	建設副産物情報交換システムによる 請負代金額100万円以上の工事
⑥工事材料資料	材料確認願		○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第3号 ※既提出済書類
	工事材料確認書		○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第7号 ※既提出済書類
⑥品質管理資料	材料品質証明資料		○	○※1	○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式第8号 ※:出来高検査時提示
	品質管理関係図書		○	○※1	○	○	○	※:出来高検査時提示
⑦出来形管理資料	出来形成果表 管理図		○		○	○	○	県土木工事施工管理基準運用方針別添-1、別添-2
⑧工事写真	工事記録写真		○	○※1	○	○	○	※不可視部含め工事状況を確認。ダイジェスト版又はPC提示で可。
⑨出来形	出来形図面、展開図		○	○※1	○	○	○	※出来高部分を加筆着色した図面
⑩その他	安全管理関係		○		○		○	必要な都度及び工事完成時
	工事カルテ受領書(契約・変更・完成)		○		○	○	○	契約後・変更後、完成後の10日以内 請負代金額500万円以上の工事
	電子納品		○				○	和歌山県県土整備データ共有フラットフォームにて電子納品
	工事日誌		○		○	○	○	提出を求められた場合
	工事特性・創意工夫・県産品・県認定リサイクル製品・社会性等・施工体制・施工状況に関する実施状況		○		○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式7-1、 様式7-2 必要な都度及び工事完成時
	調達調書		○		○	○	○	土木請負工事必携 工事関係提出書類 様式4-1 監督員の求めに応じて

1. ※その他必要書類については、工事出来高部分の履行の確認を行う上で必要であるものを用意すること。

2. ※その他必要書類については、工事中間検査の履行状況を行う上で必要であるものを用意すること。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準 (1/22)

工種		検査内容	検査密度
共通的工種	掘削工	基準高、法長、延長	施工延長20mに1箇所。
	掘削工(面管理の場合) (水中部)(面管理の場合)	平場標高較差、法面水平又は 標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	盛土工	基準高、法長、延長	施工延長20mに1箇所。
	盛土工(面管理の場合)	天端標高格差、法面標高格差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	盛土補強土 補強土(テールアルメ)壁工法 多数アンカ式補強土工法	基準高、厚さ、控長、延長	施工延長20mに1箇所。
	法面整形工(盛土部)	※厚さ、延長	施工箇所に1箇所。 (厚さ)施工延長20mに1箇所。※土羽打ちのある場合。
	法面整形工(盛土部) (面管理の場合)	天端標高格差、法面標高格差	1工事に1断面 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	堤防天端工	幅、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)施工延長200mに1箇所。
	道路土工 掘削工	基準高、法長、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	道路土工 掘削工 (面管理の場合)	平場標高較差、法面(小段含む)水平または標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
道路土工	道路土工 (路床路体盛土工)	基準高、法長、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	道路土工 (路床路体盛土工) (面管理の場合)	天端標高較差、法面(小段含む)標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(2/22)

工種		検査内容	検査密度
共通的工種	道路土工 法面整形工(盛土部)	※厚さ、延長	施工箇所に1箇所。 (厚さ)施工延長20mに1箇所。※土羽打ちの場合。
	道路土工 法面整形工(盛土部) (面管理の場合)	天端標高格差、法面標高格差	1工事に1断面 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	鉄筋工(組立て)	平均間隔、かぶり	施工箇所に1箇所。
	矢板工(指定仮設・任意仮設除く)	基準高、変位、根入長、延長	施工延長20mに1箇所。
	縁石工(縁石・アスカーブ)	延長	施工箇所に1箇所。
	小型標識工	設置高、(基礎)高さ、幅、根入長	施工箇所に1箇所。
	防止柵工	取付高、(基礎)高さ、幅、延長	施工箇所に1箇所。
	路側防護柵工(ガードレール)	取付高、(基礎)高さ、幅、延長	施工箇所に1箇所。 (基礎)施工延長20mに1箇所。
	路側防護柵工(ガードケル	取付高、(基礎)高さ、幅、延長	施工箇所に1箇所。 (基礎)施工延長20mに1箇所。
	区画線	幅、延長	施工箇所に1箇所。
	道路付属物工(視線誘導標・距離標)	高さ	施工箇所に1箇所。
	コンクリート面塗装工	塗料使用量	立会確認及び写真等から塗料使用量(空缶数)を確認。
	プレテンション桁製作工(購入)(けた橋・スラブ橋)	桁長、断面外形寸法、橋桁のそり、横方法の曲り	桁全数に1箇所。
	ポストテンション桁製作工	幅、高さ、桁長 \varnothing 支間長、横方法最大タリミ	桁全数に1箇所。
	プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	桁長、断面の外形寸法	桁全数に1箇所。
	プレキャストセグメント桁組立工	桁長 \varnothing 支間長、横方向最大タリミ	桁全数に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(3/22)

工種		検査内容	検査密度
共通的工種	PCホースラブ製作工	基準高、幅、厚さ、桁長ℓ	桁全数に1箇所。
	PC箱桁製作工	基準高、幅、内空幅、高さ、内空高さ、桁長ℓ	桁全数に1箇所。
	PC押し出し箱桁製作工	幅、内空幅、内空高さ、桁長ℓ	桁全数に1箇所。
	根固めブロック工	基準高、厚さ、幅、延長	施工箇所に1箇所。
	沈床工	基準高、幅、延長	施工箇所に1箇所。
	捨石工	基準高、幅、延長	施工箇所に1箇所。
	階段工	幅、高さ、長さ、階段数	施工箇所に1箇所。
	伸縮装置工	据付高さ、表面の凹凸、歯咬み合い部の高低差・横方向間隔仕上げ高さ	施工箇所に1箇所。
	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高、法長、延長	施工延長20mに1箇所。
	多自然型護岸工 (カゴマット)	法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	羽口工(ジヤカゴ)	法長、厚さ	施工延長20mに1箇所。
	羽口工 (フトンカゴ・カゴ枠)	高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	プレキャストカルバート工	基準高、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	側溝工 (コンクリート二次製品類)	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。
基礎工	側溝工(現場打水路工)	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	側溝工(暗渠工)	基準高、幅、深さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	集水枡工	基準高、厚さ、幅、高さ	施工箇所に1箇所。
	現場塗装工	塗膜厚	施工箇所に1箇所。
	一般事項 (切込砂利・碎石基礎工・割ぐり石基礎工・均しコンクリート)	幅、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。

表第3(第5条関係) 出来形検査基準(4/22)

工種		検査内容	検査密度
基礎工	基礎工(護岸工) (現場打ち)	基準高、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	基礎工(護岸工) (プレキャスト)	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。
	既製杭工 (既製コンクリート杭・鋼管杭 H鋼杭・鋼管ソイルセメント杭)	基準高、根入長、偏心量、傾斜 杭径	杭全数に1箇所。
	場所打杭工	基準高、根入長、偏心量、傾斜 杭径	杭全数に1箇所。
	深礎工	基準高、根入長、偏心量、傾斜 基礎径	杭全数に1箇所。
	オープソーソン基礎工	基準高、ケーソンの長さ、ケーソンの幅 ケーソンの高さ、ケーソンの壁厚、偏心 量	杭全数に1箇所。
	ニューマチックケーソン基礎工	基準高、ケーソンの長さ、ケーソンの幅 ケーソンの高さ、ケーソンの壁厚、偏心 量	杭全数に1箇所。
石・ ブロ ック 積 (張) 工	鋼管矢板基礎工	基準高、根入長、偏心量	杭全数に1箇所。
	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積工張り)	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高、法長、延長	施工延長20mに1箇所。
	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	緑化ブロック工	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
石積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(5/22)

工種		検査内容	検査密度
舗装工	橋面防水工(シート系床版防水工)	シートの重ね幅	施工箇所に1箇所。
	下層路盤工	基準高、幅、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)施工延長200mに1箇所。
	下層路盤工 (面管理の場合)	基準高、厚さあるいは標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	上層路盤工	厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)施工延長200mに1箇所。
	上層路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。
	アスファルト舗装工 (コンクリート舗装工)(薄層カーテー舗装工)(ブロック舗装工)(オバーレイ工)	厚さ、幅、平坦性、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)1000m ² に1箇所。 1工事当たり3孔コア採取測定。 (平坦性)施工延長100m以上に1回。
	アスファルト舗装工 (コンクリート舗装工)(薄層カーテー舗装工)(ブロック積工 オバーレイ工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差、平坦性	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。 (平坦性)施工延長100m以上に1回。
	路面切削工	厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	路面切削工 (面管理の場合)	厚さ標高較差、幅	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。 (幅)施工延長20mに1箇所。
	舗装打換え工 (路盤工)	幅、厚さ、延長	施工箇所に1箇所。
	舗装打換え工 (舗装工)	幅、厚さ、延長	施工箇所に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(6/22)

工種		検査内容	検査密度
地盤改良工	路床安定処理工	基準高、施工厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。 (施工厚さ、幅、延長) 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合は全体改良範囲図を用いて確認をする(実測不要)。
	置換工	基準高、置換厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
	表層安定処理工 (施工履歴データ管理を用いた出来形管理の場合)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。 (天端幅、天端延長) 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合は全体改良平面図を用いて確認をする(実測不要)。
	パイルネット工	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	サンドマット工	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	バーチカルドレン工 (サンドドレン工)(ペーパードレン工)(袋詰式サンドドレン工) 締固改良工 (サンドコンパクションパイル工)	位置間隔、杭径、打込長さ、サンドドレン工、袋詰式サンドドレン工、サンドコンパクションパイルの砂混入量	100本に1箇所。 但しペーパードレン工の杭径は対象外 (打込長さ)全本数に1箇所。 (砂混入量)計器管理により確認をする。
	固結工 (粉体噴射攪拌工)(高圧噴射攪拌工)(スラリー攪拌工)(生石灰パイル工)	基準高、位置間隔、杭径、深度	全数に1箇所。 1箇所4本測定。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(7/22)

工種	検査内容	検査密度
地盤改良工	固結工 (スラリー攪拌工) (施工履歴データを用いた出来形管理の場合)	基準高、位置、杭径、深度 全数に1箇所。 (基準高、位置)杭芯位置管理表により確認をする。 (杭径)施工前の攪拌翼の寸法実測により確認をする(掘起しによる実測確認不要)。 (深度)杭打設結果表により確認をする(残尺計測による確認不要)。
	固結工 (中層混合処理) (施工履歴データを用いた出来形管理の場合)	基準高、施工厚さ、幅、延長 施工延長20mに1箇所。 (施工厚さ)施工時の改良深度確認を出来形とする。但し、3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合、全体改良範囲図を用いて施工厚さ・幅・延長を確認する(実測不要)。
仮設工	土留・仮締切工 (アンカ工)	削孔深さ、配置誤差 全数に1箇所。
	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長、延長 施工延長20mに1箇所。
	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高、天端幅、法長、延長 施工延長20mに1箇所。
仮設工	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高、延長 施工延長20mに1箇所。
	地中連続壁工(壁式)	基準高、連壁の高さ、壁体長 施工延長20mに1箇所。
	地中連続壁工(柱列式)	基準高、連壁の高さ、壁体長 施工延長20mに1箇所。
工場製作工	鋳造費(金属支承工)	部材寸法 製品全数に1箇所
	鋳造費(大型ゴム支承工)	幅、長さ、直径、厚さ 製品全数に1箇所。
	仮設材製作工	部材長 図面寸法表示箇所に1箇所

表第3(第5条関係) 出来形検査基準(8/22)

工種		検査内容	検査密度
工場 製作 工	刃口金物製作工	刃口高さ、外周長	図面寸法表示箇所に1箇所
	桁製作工(仮組立による検査実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	(部材精度) フランジ幅、腹板高、腹板間隔、板の平面度、フランジ直角度、部材長、圧縮材曲り	主桁、主構、各支点及び各支間に1箇所。 (部材長)主要部材全数に1箇所
	桁製作工(仮組立による検査実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	(仮組立精度) 全長、支間長、主桁主構の中心距離・通り・そり・鉛直度、主桁主構の橋端における出入差、主構組立高さ、現場継手部のすき間	主桁、主構に1箇所。 (全長・支間長)各桁毎に1箇所。
	桁製作工(仮組立検査実施しない場合)	(部材精度) フランジ幅、腹板高、腹板間隔、板の平面度、フランジ直角度、部材長、圧縮材曲り	主桁、主構、各支点及び各支間に1箇所。 (部材長)主要部材全数に1箇所
	桁製作工 鋼製堰堤製作工(仮組立時)	部材水平度、堤長、堤幅、高さ、ベースフレートの高さ	全数に1箇所。
	検査路製作工	(部材)部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鋼製伸縮継手製作工	(部材)部材長 (仮組立時) 組合せる伸縮装置との高さの差、フインガーの食い違い	(部材)製品全数に1箇所。 (仮組立時)両端部及び中央部付近を1箇所。
	落橋防止装置製作工	部材寸法、部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	橋梁用防護柵製作工	部材寸法、部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	アンカーフレーム製作工	(仮組立時) 上面水平度、鉛直度、高さ	軸心上全数に1箇所。
	プロペラ用桁製作工	(部材) フランジ幅、腹板高、フランジ直角度 部材長 (仮組立時)主桁のそり	各支点及び各支間中央付近に1箇所 (部材長)主要部材全数に1箇所。 (仮組立時)各主桁に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(9/22)

工種		検査内容	検査密度
工場 製作 工	鋼製排水管製作工	(部材)部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
橋梁 架設 工	架設工(鋼橋)	全長、支間長 通り、そり、主桁主構の中心間距離・鉛直度、主桁の橋端における出入差、現場継手部のすき間	各桁毎の全数に1箇所。 主桁主構全数に1箇所。 全継手数に1箇所。
	架設工(コンクリート橋)	全長、支間長 桁の中心間距離、そり	各桁毎の全数に1箇所。 一連毎の両端及び支間中央に1箇所 (そり)主桁全数に1箇所。
法面 工	植生工	法長、延長	(法長)施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長、厚さ、延長	(法長)施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。 (厚さ)検査孔に1箇所。
	吹付工 (コンクリート・モルタル)	法長、厚さ、延長	(法長)施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。 (厚さ)せん孔に1箇所。
	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長、幅、高さ、枠中心間隔、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
	アンカーワーク	削孔深さ、配置誤差、せん孔方向	全数に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(10/22)

工種		検査内容	検査密度
擁壁工	場所打ち擁壁工	基準高、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	フレキヤスト擁壁工	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
	補強土壁工 (テールアルメ補強土壁) (多数アンカー式補強土壁) (ジオテキスタイル補強土壁)	基準高、高さ、鉛直度、控え長 延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
	井桁ロック工	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
浚渫工	浚渫船運転工 (ホソフ浚渫船)	基準高、幅、延長	測点に1箇所。
	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船)(バックホウ浚渫船)	基準高、幅、延長	測点に1箇所。
	浚渫船運転工 (ホソフ浚渫船)(面管理の場合)	標高較差	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(11/22)

工種		検査内容	検査密度
床版工	床版工	基準高、幅、厚さ、鉄筋かぶり 鉄筋有効高さ、鉄筋間隔、延長	1径間に1箇所。
河川築堤護岸	法覆護岸工 (護岸付属物工)	幅、高さ、延長	施工箇所に1箇所。
水制工 (杭出し水制工)	基準高、幅、方向、延長	1組毎に1箇所。	
光ケーブル配管工 (配管工)	埋設深、延長	接続(地上機器部)部間に1箇所。	
光ケーブル配管工 (ハンドホール工)	基準高、※厚さ、※幅、※高さ	施工箇所に1箇所。 ※現場打ちがある場合。	
河川 樋門 樋管	樋門・樋管本体工 函渠工(本体工)	基準高、幅、厚さ、内空幅、内空高、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。 (プリキャスト製品) 製品寸法を規格証明書で確認とし基準高と延長を測定。
	樋門・樋管本体工 函渠工(ヒューム管)(PC管) (コルゲートパイプ)(ダクトタイル鑄鉄管)	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長) 施工箇所に1箇所。
	樋門・樋管本体工 (翼壁工・水叩工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
河川 水門	樋門・樋管本体工 (床版工)(堰柱工)(門柱工)(ゲート操作台工)(胸壁工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
河川 堰	可動堰本体工 (開門工)(土砂吐工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	固定堰本体工 (堰本体工)(水叩工) (土砂吐工)	基準高、幅、厚さ、高さ、堰長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	魚道工 (魚道本体工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	施工延長200mに1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(12/22)

工種		検査内容	検査密度
河川堰	管理橋下部工 (管理橋 橋台工)	基準高、厚さ、天端幅、敷幅、高さ、胸壁の高さ、天端長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位	図面寸法表示箇所に1箇所。
河川排水機場	排水機場本体工 (本体工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	排水機場本体工 (燃料貯油槽工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	沈砂池工 (コンクリート床版工)	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
河川床止	床固工本体工	基準高、天端幅、堤幅、水通し幅、堤延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
床固	床固工水叩工	基準高、幅、厚さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	床固工側壁工	基準高、天端幅、堤幅、長さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
河川海岸堤防護岸	護岸基礎工 (場所打コンクリート工)	基準高、幅、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	護岸基礎工 (海岸コンクリートブロック工)	基準高、ブロック厚、ブロック縦幅 延長	施工延長20mに1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	護岸工 (海岸コンクリートブロック工)	基準高、法長、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	護岸工 (コンクリート被覆工)	基準高、法長、厚さ、裏込材厚 延長	施工延長20mに1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(13/22)

工種		検査内容	検査密度
河川 海岸	天端護岸工 (コンクリート被覆工)	基準高、法長、厚さ、基礎厚、延長	施工延長20mに1箇所。
堤防 護岸	波返工	基準高、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
河川 海岸	突堤基礎工 (捨石工)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
突堤 人工 岬	突堤基礎工 (吸出防止工)	幅、延長	施工延長20mに1箇所。
	突堤本体工 (捨石工)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
	突堤本体工 (海岸コンクリートブロック工)	基準高、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
	突堤本体工 (石碎工)	基準高、厚さ、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。 延長は施工箇所に1箇所。
	突堤本体工 (場所打ちコンクリート工)	基準高、幅、高さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	ケーリン工(ケーリン工製作)	バラストの基準高、壁厚、幅、高さ、長さ、底版厚さ、フーチング高さ	1室に1箇所。
	セルラー工(セルラー工据付)	法線に対する出入、据付目地間隔	据付完了後両端天端2箇所。
	セルラー工(突堤基礎工) (場所打ちコンクリート)(海岸コンクリートブロック)	基準高、厚さ、幅、長さ	1室に1箇所。
	根固め工 (捨石工)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
	根固め工 (根固めブロック工)	基準高、厚さ、幅、延長	(基準高)施工延長20mに1箇所。 (幅・厚さ)20個に1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(14/22)

工種		検査内容	検査密度
河川 海岸 突堤 人工 岬	消波工 (消波ブロック工)	基準高、厚さ、幅、延長	(基準高)施工延長20mに1箇所。 (幅・厚さ)20個に1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
河川 海岸 海域 堤防	海域堤基礎工 (捨石工)	基準高、法長、天端幅、天端延長	施工延長20mに1箇所。
砂防 砂防 堰堤	工場製作工(鋼製堰堤 仮設材製作工)	部材寸法、部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	コンクリート堰堤(コンクリート堰堤本体工)	基準高、天端部堤幅、水通し幅 、堤長	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	コンクリート堰堤(コンクリート側壁工)	基準高、幅、長さ	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	コンクリート堰堤(水叩工)	基準高、幅、厚さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	鋼製堰堤工(鋼製堰堤 本体工(不透過型))	水通し部堤高、長さ、幅、袖部 袖高さ、幅	図面寸法表示箇所に1箇所。
砂防 砂防 堰堤	鋼製堰堤工(鋼製堰堤 本体工(透過型))	堤長、堤幅、高さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鉄製堰堤工(鋼製側壁工)	堤高、長さ、幅、高さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
砂防 流路	床固め工(魚道工)	基準高、幅、高さ、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
砂防 斜面 対策	山腹水路工(山腹明暗渠工)	基準高、厚さ、幅、高さ、深さ、 延長	施工延長20mに1箇所。
	地下水排除工(集排水 ボーリング工)	削孔深さ、配置誤差、せん孔方 向	全数に1箇所。
	地下水排除工(集水井 工)	基準高、偏心量、長さ、巻立て 幅、巻立て厚	全数に1箇所。
	抑止杭工(合成杭工)	基準高、偏心量	全数に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(15/22)

工種		検査内容	検査密度
ダム コンクリートダム	ダムコンクリート工 (コンクリートダム工本体工)	天端高、天端幅、ジョイント幅、リフト高、堤幅、堤長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	ダムコンクリート工 (コンクリートダム工水叩工)	天端幅、ジョイント幅、幅、高さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
	ダムコンクリート工 (コンクリートダム工副ダム)	天端高、天端幅、ジョイント幅、リフト高、堤幅、堤長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	ダムコンクリート工 (コンクリートダム工導流壁)	天端高、ジョイント幅、リフト高、長さ 厚さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
ダム フィルダム	盛立工 (コアの盛立)	基準高、外側境界線	各測点に1箇所。
	盛立工 (フィルターの盛立)	基準高、外側境界線、盛立幅	各測点に1箇所。
	盛立工 (ロックの盛立)	基準高、外側境界線、盛立幅	各測点に1箇所。
	フィルダム(洪水吐)	基準高、ジョイント間隔、厚さ、幅 リフト高さ、長さ	施工箇所に1箇所。
ダム 基礎 グラウチング	ボーリング工	深度、配置誤差	ボーリング工毎に1箇所。 (配置位置規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用)
道路 改良	工場製作工(遮音壁支柱製作工)	部材寸法、部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	カルバート工(場所打ち函渠工)	基準高、厚さ、幅(内法)、高さ 延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	落石雪害防止工(落石 防止網工)	幅、延長	施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(16/22)

工種		検査内容	検査密度
道路 道路 改良	落石雪害防止工(落石防護柵工)	高さ、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	落石雪害防止工(落雪柵工)	高さ、延長 (基礎)幅、高さ	施工延長20mに1箇所。 (延長・基礎)施工箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	雪崩予防柵工	高さ、延長 (基礎)幅、高さ (アンカー長)打込み、埋込み	施工延長20mに1箇所。 (延長・基礎)施工箇所に1箇所。 (アンカー長)全数に1箇所。
	遮音壁本体工	高さ、延長 (支柱)間隔、ずれ、ねじれ、倒れ	施工延長5スパンに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
道路 舗装	路盤工(歩道、取合舗装、路肩舗装)	基準高、厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)施工延長200mに1箇所。 但し1工事当たり3孔コア採取測定。
	表層工(歩道、取合舗装、路肩舗装)	厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)延長200mに1箇所。 但し1工事当たり3孔コア採取測定。
	排水性舗装用路肩排水工	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所に1箇所。
	踏掛版工(コンクリート)	基準高、各部の厚さ・長さ	施工箇所に1箇所。
	踏掛版工(ラバーシュート)	各部長さ	全数に1箇所。
	踏掛版工(アンカーボルト)	中心のずれ、アンカー長	全数に1箇所。
道路 舗装	大型標識工(標識基礎工)	幅、高さ	基礎毎に1箇所。
	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	施工箇所に1箇所。
	道路付属施設工(ケーブル配管工)	埋設深、延長	接続部間毎に1箇所。
	道路付属施設工(ケーブル配管工(ハットホール))	基準高、※厚さ、※幅、※高さ	施工箇所に1箇所。 ※現場打ちのある場合。
	道路付属施設工(照明工(照明柱基礎工))	幅、高さ	施工箇所に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準 (17/22)

工種		検査内容	検査密度
道路 橋梁 下部	工場製作工 (鋼製橋脚製作工)	(部材)脚柱とベースプレートの鉛直度、ベースプレート孔位置及び径 (仮組立時)柱の中心間隔、対角長、はりのキャンバー及び柱の曲り、柱の鉛直度	(部材)全数に1箇所。 (仮組立時)各主構に1箇所。
	橋台工(橋台躯体工)	基準高、厚さ、天端幅、敷幅高さ、胸壁高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、(支承部アンカーボルト箱抜き規格)計画高、平面位置、アンカーボルト孔の鉛直度	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	RC橋脚工(橋脚躯体工)	基準高、厚さ、天端幅、敷幅高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位、(支承部アンカーボルト箱抜き規格)計画高、平面位置、アンカーボルト孔の鉛直度	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
	RC橋脚工 (橋脚躯体工(ラーメン式))	基準高、厚さ、天端幅、幅高さ、胸壁の高さ、天端長、敷長、胸壁間距離、支間長及び中心線の変位 (支承部アンカーボルト箱抜き規格)計画高、平面位置、アンカーボルト孔の鉛直度	図面寸法表示箇所に1箇所。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合でも上記の密度とする。
道路 橋梁 下部	鋼製橋脚工(脚フーチング工 (I型・T型))	基準高、幅、高さ、長さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鋼製橋脚工(橋脚フーチング工(門型))	基準高、幅、高さ	図面寸法表示箇所に1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準 (18/22)

工種		検査内容	検査密度
道路 橋梁 下部	鋼製橋脚工(橋脚架設工 (I型・T型))	基準高、脚中心間距離、支間長及び中心線の変位	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鋼製橋脚工 (橋脚架設工(門型))	基準高、橋脚中心間距離、支間長及び中心線の変位	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鋼製橋脚工 (現場継手工)	現場継手部のすき間	全継手数に1箇所。
道路 鋼橋上 部	工場製作工 (橋梁用高欄製作工)	(部材)、部材長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	鋼橋架設工 (支承工(鋼製支承))	据付高さ、可動支承の移動可能量、支承中心間隔、水平度、可動支承の橋脚方向のずれ、同一支承線上の相対誤差、可動支承の機能確認	支承全数に1箇所。
	鋼橋架設工 (支承工(ゴム支承))	据付高さ、可動支承の移動可能量、支承中心間隔、水平度、可動支承の橋脚方向のずれ、同一支承線上の相対誤差、可動支承の機能確認	支承全数に1箇所。
	橋梁付属物工 (落橋防止装置工)	アンカーボルト孔の削孔長 アンカーボルト定着長	全数に1箇所。
	橋梁付属物工 (地覆工)	地覆の幅、地覆の高さ、有効幅員、延長	1径間に1箇所。
	橋梁付属物工 (橋梁用防護柵工) (橋梁用高欄工)	天端幅、地覆の幅、高さ、有効幅員、延長	1径間に1箇所。
道路 コンクリート 橋上部	アーチ橋工 (アーチ橋製作工)	幅、高さ、延長	1アーチに1箇所。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(19/22)

工種		検査内容	検査密度
道路 トンネル (NATM)	支保工(吹付工)	吹付厚さ	施工延長20mに1箇所。
	ロックボルト工	位置間隔、角度、削孔深さ、孔径、突出量	施工延長20mに1箇所。
	覆工(覆工コンクリート工)	基準高、幅、高さ、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	覆工(床版コンクリート工)	幅、厚さ	施工延長20mに1箇所。
	インバート工本体工	幅、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
	坑門工(坑門本体工)	基準高、幅、高さ、延長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	坑門工(明り巻工)	基準高、幅、高さ、厚さ、延長	施工延長20mに1箇所。
道路 共同溝	現場打構築工 (現場打駆体工)	基準高、厚さ、内空幅、内空高 ブロック長	図面寸法表示箇所に1箇所。
	現場打構築工(カーリー継手 工)	厚さ、幅、長さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
	現場打構築工 (防水工(防水))	幅	施工箇所に1箇所。
	現場打構築工(防水工 (防水保護工))	厚さ	施工箇所に1箇所。
道路 共同溝	現場打構築工 防水工(防水壁)	高さ、幅、厚さ	図面寸法表示箇所に1箇所。
	アレキヤスト駆体工	基準高、延長	施工延長20mに1箇所。 (延長)施工箇所毎に1箇所。
道路 電線 共同溝	管路工(管路部)	埋設深、延長	接続部間毎に1箇所。
道路 電線 共同溝	アレキヤストボックス工(特殊 部)	基準高	接続部間毎に1箇所。
	付帯設備工(ハンドホール工)	基準高、※厚さ、※幅、※高さ	施工箇所に1箇所。 ※現場打ちのある場合。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(20/22)

工種		検査内容	検査密度
道路 道路 維持	舗装工 (切削オーバーレイ工)	厚さ、幅、延長、平坦性	施工延長20mに1箇所。
道路 道路 維持	舗装工 (切削オーバーレイ工) (面管理の場合) 厚さ又は標高較差のみ	厚さ標高較差(切削)、厚さ(オーバーレイ)、幅、延長、平坦性	1工事に1断面。 3次元出来形管理要領に基づき出来形管理を実施する場合。 (平坦性)施工延長100m以上に1回。 (幅)施工延長80mに1箇所。
	舗装工 (路上再生工)	(路盤工)厚さ、幅、延長	施工延長20mに1箇所。 (厚さ)施工延長200m毎に1箇所。
道路 道路 修繕	工場製作工 (桁補強材製作工)	フランジ幅、腹板高、腹板間隔、フランジ直角度、圧縮材の曲り	主桁・主構・主要部材全数に1箇所。
農地 ハイブリッド工 ため池	布設接続工(管水路(コンクリート二次製品、鋳鉄管、鋼管、硬質塩化ビニル管))	基準高、施工延長	施工延長50mに1箇所。
	基礎工(管体基礎工)	幅、高さ、施工延長	施工延長50mに1箇所以上。
農地 ため池	ため池(堤体工)	基準高、堤体高、法長、施工延長	施工延長20mに1箇所以上。
	洪水吐工	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、施工延長(又は長さ)	施工延長1スパンに1箇所以上。 (1スパン9mとした場合)
	樋管工(同上付帯構造物(土砂吐ゲート等))	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、施工延長	施工延長10mに1箇所以上。

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(21/22)

工種		検査内容	検査密度
農地 農用地 造成	基板造成(テラス(階段 畑))	幅、耕起幅、側溝幅、側溝高さ 法勾配	施工延長100mに1箇所以上。
	耕土掘り起こし	耕起深	1haに1箇所以上。
	道路工(耕作道)	幅、厚さ、側溝幅員、側溝高さ	施工延長100mに1箇所以上。
	改良山成	基準高、法勾配	施工箇所に1箇所以上。
農地 ほ場整備工	表土扱い	厚さ	10haに3点以上。
	基盤整地	基準高	10haに3点以上。
	表土整地	均平度	10haに3点以上。
	畦畔工	高さ、幅	施工延長200mに1箇所以上。
	道路工(砂利道)	厚さ、幅、施工延長	施工延長50mに1箇所以上。
農地	管路布設(管路工)	基準高、勾配、中心線のズレ、 延長	施設毎に1箇所以上。
	マンホール施設(全体)	基準高、幅又は内径、長さ、高 さ、厚さ	施設毎に1箇所以上。
	マンホール施設(取付管)	基準高、中心線のズレ	施設毎に1箇所以上。
	公共ます(全体)	基準高、幅又は内径、長さ、高 さ、厚さ	施設毎に1箇所以上。
	中継ます施設 (ポンプます)	基準高、幅又は内径、長さ、高 さ、厚さ	施設毎に1箇所以上。
	中継ます施設 (圧送管)	基準高、中心線のズレ	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (コンクリート構造物)	基準高、幅又は内径、長さ、高 さ、厚さ	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (ばつ気沈砂槽)	砂溜槽流出開口部の基準高	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (流量調整槽)	設置高さ、中心線のズレ、基準 とする散気装置とのズレ、立下 り管間隔	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (沈砂分離施設)	流入流出管開口部の基準高	施設毎に1箇所以上

別表第3(第5条関係) 出来形検査基準(22/22)

工種		検査内容	検査密度
農地	汚水処理施設 (回分槽)	上澄水排出部基準高	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (沈殿施設)	越流トラフ流出部基準高	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (消毒施設)	消毒器施設面及び流出部の開口部の基準高	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (汚泥濃縮槽)	越流シテ流出部又は脱離液流出管の基準高	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (汚泥濃縮貯留槽)	脱離液流出管の基準高、(散気装置)設置高さ、中心線位置、基準とする散気装置とのズレ、立下り管間隔	施設毎に1箇所以上。
	汚水処理施設 (汚泥貯留槽)	(散気装置)設置高さ、中心線位置、基準とする散気装置とのズレ、立下り管間隔	施設毎に1箇所以上。
	頭首工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	構造図寸法表示箇所に1箇所。
	カーブ(開水路)	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ(直線部、曲線部)、施工延長	構造図寸法表示箇所に1箇所。 (施工延長)施工箇所に1箇所。
森林 土木 林道 工事	法面工 (特殊モルタル吹付工)	吹付量、付着量、接着強度、法長、施工延長	施工箇所に1箇所。 (吹付量)全数量を現場搬入時の監督員立会確認。施工後の使用残量使用済空袋及び空缶の監督員立会確認。 (付着量・接着強度)施工面積50m ² に1箇所。

備考

1. 当該工事の主たる工種については、上表の検査密度を目安に現地で確認を行うこととする。
2. 当該工事の主たる工種以外については、出来形管理図表、写真、ビデオ、3次元モデル等に基づき行うことができる。
3. 施工延長は施工のべ延長をいう。
4. 上表に定めていない工種は、契約書に基づき定めた施工管理基準の測定項目を考慮して設定することができる。

別表第4(第6条関係) 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	(1)品質及び形状は、設計図書と対比して適切か。	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)場合により実測する。
	基礎工	(1)支持力は設計図書と対比して適切か。 (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(1)主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2)場合により実測する。
	土工	(1)土質、岩質は設計図書と一致しているか。 (2)支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ [°] 、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は設計図書と対比して適切か。	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2)支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材密度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。

備考

- 当該工事の主たる工種については、上表の検査方法を目安に行うこととする。
- 当該工事の主たる工種以外については、契約書に基づき定めた施工管理基準の測定項目を考慮して設定することができる。

別表第5(第6条関係) 品質確認項目一覧 (1/4)

工種	種別	品質管理項目
セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートタダム・覆工コンクリート・吹付コンクリートを除く)	材料	アルカリ骨材反応対策
	施工	塩化物総量規制、単位水量測定、スランプ試験、コンクリートの圧縮強度試験
	施工後試験	ひび割れ調査、テストハマーによる強度推定調査
アレキヤストコンクリート製品(JIS I類)	材料	JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認
	施工	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)
アレキヤストコンクリート製品(JIS II類)	材料	製品検査結果(寸法・形状・外観・性能試験) JISマーク確認又は「その他」の試験項目の確認
	施工	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)
アレキヤストコンクリート製品(その他)	材料	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策、コンクリート塩化物総量規制、コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験、コンクリートの圧縮強度試験/空気量測定、鋼材
	施工	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)
ガス圧接	施工前試験	外観検査
	施工後試験	外観検査、超音波探傷検査
既製杭工	材料	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)
	施工	外観検査(鋼管杭)
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
基礎工	施工	支持層の確認
場所打杭工	施工	孔底沈殿物の管理
既製打杭工(中掘りコンクリート打設方式)	施工	孔底処理
下層路盤	材料	修正CBR試験、骨材のふるい分け試験、土の液性限界・塑性限界試験、鉄鋼スラグの水侵膨張性試験、道路用スラグの呈色判定試験
	施工	フルーフーリング、現場密度の測定
上層路盤	材料	修正CBR試験、鉄鋼スラグの修正CBR試験、骨材のふるい分け試験、土の液性限界・塑性限界試験、鉄鋼スラグの呈色判定試験・水侵膨張性試験・一軸圧縮試験・単位容積質量試験
	施工	現場密度の測定、粒度

別表第5(第6条関係) 品質確認項目一覧 (2/4)

工種	種別	品質管理項目
アスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験、骨材の密度及び吸水率試験、骨材の粘土塊量の試験、粗骨材の形状試験、フィラーの粒度試験及び水分試験
	プラント	粒度
	舗設現場	現場密度の測定、温度測定(初転圧前)、外観検査(混合物)
転圧コンクリート	材料	コンシステンシーVC試験、マーシャル突き固め試験、ランマー突き固め試験、含水比試験、コンクリートの曲げ強度試験
	施工	コンシステンシーVC試験、マーシャル突き固め試験、ランマー突き固め試験、コンクリートの曲げ強度試験、温度測定、現場密度の測定、コアによる密度測定
グースアスファルト舗装	材料	骨材のふるい分け試験・密度及び吸水率試験・粘土塊量の試験、粗骨材の形状試験、フィラーの粒度試験及び水分試験
	プラント	貫入試験40°C、リュエル流動性試験240°C、ホールドランギング試験、曲げ試験、粒度、アスファルト量抽出粒度分析試験、温度測定
	舗装現場	温度測定(初転圧前)
路床安定処理工	材料	土の締固め試験、CBR試験
	施工	現場密度の測定、ブルーフローリング
表層安定処理工(表層混合処理)	施工	現場密度の測定、ブルーフローリング
固結工	材料	土の一軸圧縮試験、ゲルタム試験
	施工	改良体全長の連続性確認、土の一軸圧縮試験
アンカー工	施工	モルタル圧縮強度試験・フロー値試験、適性試験、確認試験
補強土壁工	材料	土の締固め試験、外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)、コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験
	施工	現場密度の測定
吹付工	材料	アルカリシリカ反応抑制対策
	製造	細骨材の表面水率試験、粗骨材の表面水率試験
	施工	コンクリートの圧縮強度試験
現場吹付法枠工	材料	アルカリシリカ反応抑制対策
	製造	細骨材の表面水率試験、粗骨材の表面水率試験
	施工	コンクリートの圧縮強度試験

別表第5(第6条関係) 品質確認項目一覧 (3/4)

工種	種別	品質管理項目
河川・海岸土工・砂防土工	材料	土の締固め試験
	施工	現場密度測定
道路土工	材料	土の締固め試験、CBR試験(路床)
	施工	現場密度の測定、プローリング
捨石工	施工	岩石の見掛け比重
		岩石の吸収率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	材料	アルカリシリカ反応抑制対策
	施工	塩化物総量規制、単位水量測定、スランプ試験、空気量測定、コンクリートの圧縮強度試験、温度測定
覆工コンクリート(NATM)	材料	アルカリシリカ反応抑制対策
	施工	スランプ試験、単位水量測定、コンクリートの圧縮強度試験、塩化物総量規制、空気量測定
	施工後試験	ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査
吹付コンクリート(NATM)	材料	アルカリシリカ反応抑制対策
	施工	塩化物総量規制、コンクリートの圧縮強度試験、吹付コンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)
ロックボルト(NATM)	施工	モルタルの圧縮強度試験及びフロー値試験、ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	材料	修正CBR試験、土の粒度試験・含水比試験・液性限界塑性限界試験
	施工	現場密度の測定、土の一軸圧縮試験、CAEの一軸圧縮試験、含水比試験
路上表層再生工	材料	旧アスファルト針入度・軟化点、既設表層混合物の密度試験・最大比重試験・アスファルト量抽出粒度分析試験・ふるい分け試験、新規アスファルト混合物
	施行	現場密度の測定、温度測定、かきほぐし深さ
排水性舗装・透水性舗装工	材料	骨材のふるい分け試験・密度及び吸水性試験、骨材中の粘土塊量の試験、粗骨材の形状試験、フィラーの粒度試験・水分試験
	アグリゲート	粒度、アスファルト量抽出粒度分析試験、温度測定
	舗設現場	温度測定、現場透水試験、現場密度測定、外観検査

別表第5(第6条関係) 品質確認項目一覧 (4/4)

工種	種別	品質管理項目
アーラント再生舗装工	材料	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度、再生骨材旧アスファルト含有量・針入度、再生骨材洗い試験で失われる量、再生アスファルト混合物
	アーラント	粒度、再生アスファルト量
	舗設現場	外観検査、温度測定、現場密度の測定
工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	外観規格(主部材)、機械試験(JIS)、外観検査(付属部材)
ガス切断工	施工	表面粗さ、ノッチ深さ、スラグ、上縁の溶け
溶接工	施工	引張試験・衝撃試験・マクロ試験・非破壊試験:開先溶接、型曲げ試験、マクロ試験:すみ肉溶接、引張試験・曲げ試験:スタッド溶接、突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査、外観検査(割れ・オーバーラップ)、外観形状検査(ビート・表面のピット・凹凸・アンダーカット・すみ肉溶接サイズ・余盛高さ・アースタッド)
中層混合処理	材料	土の含水比試験・湿潤密試験・一軸圧縮試験、テープルフロー試験
	施工	深度方向の品質確認(均質性)
鉄筋挿入工	材料	品質検査(芯材・ナット・プレート等)、定着材フロー値試験、圧縮強度試験
	施工	引き抜き試験(受入試験・適合性試験)
基礎(砂基礎等)	材料	突固めによる土の締固め試験、土粒子の密度試験、土の粒度試験
	施工	砂置換法による土の密度試験、土の含水比試験

備考

- 当該工事の主たる工種については、上表の品質管理項目を検査することとする。
- 当該工事の主たる工種以外については、契約書に基づき定めた品質管理項目を考慮して設定することができる。

別表第6(第9条関係)

破壊検査基準【土木工事】

工種	破壊箇所	穿孔径等	確認事項
土工	土工仕上げより掘削		盛土等の材質、転圧状況等の確認
石積工、石張工 ブロック積工	積・張工天端からの穿孔 積・張工前面からの抜石	穿孔径は30mm以上とする。 抜石、透水は交互に行い、穿孔深は高さの2/3H 又は2.5m	裏込め材の充填状況
セメント類吹付工	吹付面を削孔	削孔径は75mm以上とする	吹付厚を確認
水路工等	敷張コンクリート面を穿孔	穿孔径は75mm以上とする	敷厚を確認
堰堤工 床固工 コンクリート根固工 防潮堤頭工	天端中央、法面上下流、 水叩部	穿孔径は30mm以上とし、穿孔 深は、高さの2/3以上又は3m (打継目より下部へ50cm以上貫通)	打継部からの 漏水確認
コンクリート擁壁工	天端又は擁壁前面から打継部分を穿孔	穿孔径は30mm以上とする。 (打継目より下部へ50cm以上貫通)	打継部からの 漏水確認
路床・路盤工	仕上り面を穿孔		路盤、路床の 厚さ、密度の 確認
アスファルト舗装工	仕上り面を穿孔	コアカッターによりコア採取	舗装厚、密度 の確認
コンクリート舗装工	仕上り面を穿孔	コアカッターによりコア採取	舗装厚、強度 の確認
コンクリート法覆工	セメント類吹付工に準ずる		
橋梁下部工	コンクリート擁壁工に準ずる		

[注] 必要により、構造物を最小限破壊して確認を行う場合に適用する。

・最小限の破壊検査とは

①出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法………確認の必要な部分の掘起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ …………確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

②品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート構造物 ……確認の必要な部分の一部をはり取り、目視及びシュミットハンマー等により確認する。

さらに確認が必要な場合は、コアを採取しその試験結果により確認する。

アスファルト舗装 …… 確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工 ……………… 確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その試験結果により確認する。